

京都市区役所事務分掌条例（平成28年3月28日京都市条例第31号）（文化市民局地域自治推進室）

地方自治法の一部改正により，区の事務所が所掌する事務を条例で定めなければならないこととなることに伴い，次のとおり区役所の事務分掌を定めることとしました。

- 1 区民が主体のまちづくりの推進及びその推進に関する総合的な調整に関すること。
- 2 地域コミュニティの活性化，地域の安心かつ安全なまちづくりの推進及び個性をいかした活力あふれる地域づくりに資する取組の実施に関すること。
- 3 区民のための社会福祉，社会保険及び保健衛生に関すること。
- 4 区民に身近な行政サービスの提供に関すること。
- 5 区に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか，地方自治法第153条第1項の規定に基づき市長が区長に委任する事務に関すること。

この条例は，平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市区役所事務分掌条例を公布する。

平成28年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 31 号

京都市区役所事務分掌条例

区役所が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区民が主体のまちづくりの推進及びその推進に関する総合的な調整に関すること。
- (2) 地域コミュニティの活性化，地域の安心かつ安全なまちづくりの推進及び個性をいかした活力あふれる地域づくりに資する取組の実施に関すること。
- (3) 区民のための社会福祉，社会保険及び保健衛生に関すること。
- (4) 区民に身近な行政サービスの提供に関すること。
- (5) 区に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，地方自治法第153条第1項の規定に基づき市長が区長に委任する事務に関すること。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)